

漁業法（昭和42年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容及び  
 石川県漁業調整規則第14条第2項の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。  
 令和3年10月19日

漁業の種類	制限措置						調整規則第14条に定める継続許可	許可の有効期間	遊休許可の枠数管理の数	県漁協支所及び出張所（旧漁協又は地区）、都道府県	
	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数（うち遊休許可の名簿管理の数）	船舶のトン数	推進機関の馬力数	操業区域（緯度経度は世界測地系）	漁業時期					漁業を営む者の資格
固定式刺し網漁業	たら刺し網漁業	1 (0)	20ト未満	定めなし	羽咋郡志賀町福浦灯台（北緯37度04.665分、東経136度43.135分）270.0度の線と輪島市門前町樽見と同市上大沢との最大高潮時海岸線における境界点（北緯37度22.225分、東経136度46.638分）315.0度の線との両線間における水深200メートルから水深600メートルまでの海域。	12月5日から翌年3月10日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2)羽咋郡志賀町酒見から西海久喜に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	継続	5年	1	西海
		—	10ト未満	〃	輪島市門前町樽見と同市上大沢との最大高潮時海岸線における境界点（北緯37度22.225分、東経136度46.638分）315.0度の線と、輪島市と珠洲市との最大高潮時海岸線における境界点（北緯37度27.957分、東経137度05.155分）40.0度の線との両線間における水深150メートルから240メートルまでの海域。	11月10日から翌年2月10日まで	—	〃	〃	—	輪島
		36 (15)	20ト未満	〃	輪島市と珠洲市との最大高潮時海岸線における境界点（北緯37度27.957分、東経137度05.155分）315.0度の線と七尾市鵜浦町能登観音埼灯台（北緯37度06.420分、東経137度03.477分）90.0度の線との両線間における水深180メートル以深の海域。	12月15日から翌年3月10日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2)珠洲市から七尾市三室町まで及び七尾市能登島駿目町に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	〃	〃	15	すず内浦能都小水穴七尾ななか（能登島駿目）
		10 (2)	〃	〃	七尾市鵜浦町能登観音埼灯台（北緯37度06.420分、東経137度03.477分）90.0度の線以南の水深180メートル以深（ただし、使用船舶が3ト未満の場合は、水深45メートル以深）の海域。	〃	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2)七尾市鵜浦町から大泊町まで及び七尾市能登島各町（ただし能登島駿目町を除く）に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	〃	〃	6	ななか（能登島駿目以外）佐々波

※「漁船使用者」・・・石川県の漁船原簿に登録された漁船を使用する者  
 「漁船使用予定者」・・・起業の認可の申請に限り、石川県の漁船原簿に登録を予定している者

許可又は起業の認可を申請すべき期間  
 令和3年10月19日から令和3年11月19日まで